

公印省略

2 障 第 7 5 7 号
令和 2 年 5 月 1 5 日

各障がい児通所支援事業所 管理者 殿

福岡県福祉労働部障がい福祉課長

緊急事態宣言解除後の障がい児通所支援事業所の対応について

昨日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき令和 2 年 4 月 7 日付で本県が指定されていた「緊急事態宣言」が解除されました。

現在までのところ、本県の障がい福祉サービス事業所等からはコロナウイルス陽性者は発生しておらず、これは事業所等の皆様が徹底した感染防止対策を実施していただいている結果によるものであり、感謝申し上げます。

標記の件について、別添のとおり厚生労働省から通知がありましたので、お知らせするとともに、今後とも「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その 2）」（令和 2 年 4 月 7 日厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）等を踏まえ、感染拡大防止の取組みを行っていただきますようお願いいたします。

福岡県福祉労働部障がい福祉課
障がい福祉サービス指導室 指導係
電話：092（643）3312
FAX：092（643）3304
Mail：shiteishidou@pref.fukuoka.lg.jp